（証券コード　9365）
平成 28 年 6 月 10 日

株主各位

神戸市中央区海岸通１丁目２番22号
トレーディア株式会社
代表取締役社長　古　郡　勝　英

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 28 年 6 月 28 日（火曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１. 日　　時　平成 28 年 6 月 29 日(水曜日)午前 10 時

２. 場　　所　神戸市中央区海岸通 1 丁目 2 番 22 号
当社 4 階会議室

３. 目的事項

報告事項
1. 第 86 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第 86 期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tradia.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融政策により企業収支の改善や雇用、所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調でありましたが、年初以降は急速に円高・株安が進行するなど金融市場の混乱に加え個人消費に停滞感がみられ、中国をはじめアジアで経済成長の鈍化が顕在化し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

港湾物流業界におきましては、事業者間の競争激化を背景に、企業間の価格競争や受注競争はまだまだ厳しく、ユーザーの物流の効率化、コスト削減要請は企業収益を圧迫しております。

当グループはこのような状況下におきまして、顧客ニーズに柔軟に対応するとともに、積極的な営業展開に努めてまいりましたが、総取扱量は前年同期間比 1.2%減少し、売上高は 137 億 2 百万円余(対前年同期間 6 億 10 百万円余減)となりました。

損益面につきましては、売上高が減少したことにより、営業総利益は前年同期間比 3.2%減少し 10 億 23 百万円余(対前年同期間 33 百万円余減)となりました。営業利益は前年同期間比 69.2%減少し 27 百万円余(対前年同期間 61 百万円余減)、経常利益は前年同期間比 51.3%減少し 71 百万円余(対前年同期間 75 百万円余減)の計上となりました。特別損益では、出資金売却益を 64 百万円余、関係会社清算損を 9 百万円余計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期間比 24.2%減少し 68 百万円余(対前年同期間 21 百万円余減)の計上となっております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①　輸出部門

輸出部門におきましては、雑貨は増加しましたが、機械機器製品が減少したことにより、輸出部門の売上高は 2.6%減（前年同期比）の 31 億 92 百万円余、セグメント損失 1 億 26 百万円余（前年同期間はセグメント損失 90 百万円余）の計上となりました。

② 輸入部門

輸入部門におきましては、雑貨が減少したことにより、輸入部門の売上高は5.0%減（前年同期比）の52億19百万円余、セグメント利益は21百万円余（前年同期間はセグメント損失6百万円余）の計上となりました。

③ 国際部門

国際部門におきましては、国際輸出は、インド、インドネシア、タイをはじめとする東南アジア向けの建材、自動車部品の取扱いが増加しましたが、北米、メキシコ向けの機械および機械部品の取扱いが減少したことにより、国際輸出部門の売上高は13億50百万円余の計上となりました。

国際輸入におきましては、東南アジアからの繊維製品は堅調に推移しましたが、主力の中国からの雑貨、繊維製品が低迷したことにより、国際輸入部門の売上高は37億58百万円余の計上となりました。

その結果、国際部門の売上高は4.1%減（前年同期比）の51億8百万円余、セグメント利益は64百万円余（前年同期間はセグメント利益1億21百万円余）の計上となりました。

④ その他

船内荷役、港湾関連及び倉庫業等の売上高は前年同期間比10.4%減少し、2億68百万円余の計上となりセグメント利益は68百万円余（前年同期間はセグメント利益64百万円余）の計上となりました。

（注）上記のセグメントの営業収入には、セグメント間の内部営業収入86百万円余を含んでおります。

(2)設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移　（単位:千円）

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売　上　高	14,310,332	13,995,578	14,313,590	13,702,706
経常利益	127,080	121,486	147,553	71,888
親会社株主に帰属する当期純利益	90,597	59,886	90,471	68,533
1株当たり当期純利益	6円18銭	4円08銭	6円17銭	4円67銭
総　資　産	9,499,404	9,361,162	9,972,407	9,369,243
純　資　産	2,426,734	2,259,776	2,599,109	2,346,148

（注）１．１株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
３．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

②当社の財産及び損益の状況の推移　（単位:千円）

区　分	平成24年度 第83期	平成25年度 第84期	平成26年度 第85期	平成27年度 第86期(当期)
売　上　高	14,240,603	13,938,011	14,287,337	13,693,230
経常利益	109,231	107,802	111,852	42,533
当期純利益	75,922	48,918	58,194	44,359
1株当たり当期純利益	5円17銭	3円33銭	3円96銭	3円02銭
総　資　産	9,429,705	9,299,480	9,862,363	9,231,347
純　資　産	2,364,594	2,377,613	2,475,078	2,273,703

（注）１．１株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(5)対処すべき課題

今後の日本経済は、政府・日本銀行の積極的な経済対策や金融政策を背景に雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移することが見込まれますが、米国の経済は堅調で推移し欧州の緩やかな経済成長に支えられるものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れ影響を受ける恐れがあり、依然として先行きは不透明な状況であります。又、顧客の物流コスト削減要請に伴う業者間の価格競争激化が危惧されるなど、当グループを取り巻く事業環境の厳しさは継続するものと思われます。

このような状況下、景気の動向や経営環境の変化に柔軟に対応し、継続的に安定した収益を確保できる基盤を確立するため、海外拠点の更なる充実によるきめ細かいサービスの提供と、国内自家施設の整備拡充による収益力の高い貨物の取り込みにより、売上高の拡大に努める一方、より一層外注費率の低減、コスト削減に取組み、業績の向上を目指してまいります。本業である港湾運送事業、通関業に加え、国際物流サービス、国内物流サービスの充実を図ることにより、顧客からのより一層の信頼を得る総合物流企業を目指し、業績の向上に邁進する所存であります。

今後とも業績向上に全力で取り組み、株主の皆様のご期待に沿うことができますよう努めてまいりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大日物流㈱	35 百万円	100.0%	人材派遣業

(7)主要な事業内容

港湾運送事業、国際輸送事業、兼業事業を営んでおります。

(8)主要な営業所

①当社の主要な営業所

本　　店	兵庫県神戸市中央区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市港区
京浜支店	東京都港区

②子会社の営業所

大日物流㈱	東京都港区

(9)従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
381名	15名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
362名	11名減	39.0歳	15.7年

(10)主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みなと銀行	1,530
株式会社三井住友銀行	1,033
株式会社三菱東京UFJ銀行	812
株式会社中国銀行	483
三菱UFJ信託銀行株式会社	333
株式会社商工組合中央金庫	308
播州信用金庫	66

(11)その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数　　54,000,000 株

(2)発行済株式の総数　　14,700,000 株

(3)株主数　　1,129 名

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
トランコム株式会社	1,422	9.7
株式会社大運	859	5.9
株式会社みなと銀行	727	5.0
トレーディア㈱社員持株会	718	4.9
日本郵船株式会社	687	4.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	667	4.5
前田慶和	606	4.1
株式会社大豊ディピーセンター	597	4.1
日本製麻株式会社	569	3.9
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	313	2.1

(注)　1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
　　2．持株比率については、自己株式数（32,907 株）を控除して算出し小数第 2 位を四捨五入して表示しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)当事業年度末日における取締役及び監査役

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古郡勝英	社長執行役員
常務取締役	貝田由章	常務執行役員
取締役	山口　勝	常務執行役員財務本部長
取締役	山下修一	常務執行役員総務本部長
取締役	小笠原洋一	常務執行役員海外戦略本部長
取締役	赤井富司	常務執行役員営業戦略本部長
常勤監査役	船引雅彦	
監査役	橋本　誠	㈱みどりライフプランニング代表取締役
監査役	廣瀬　稔	

(注) 1. 監査役橋本誠氏及び廣瀬稔氏の各氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、会社法改正やその他社会情勢の変化などを踏まえ、機関設計を含め総合的に検討した結果、本総会の第２号議案にて「定款一部変更の件」として監査等委員会設置会社への移行を上程し、第４号議案にて社外取締役を含む「監査等委員である取締役３名選任の件」を上程致します。第２号議案及び、第４号議案が承認可決されますと、社外取締役が２名就任いたします。

(2)当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成 27 年 6 月 26 日開催の第 85 回定時株主総会において、船引雅彦氏が監査役に選任され、就任いたしました。

②退任

平成 27 年 6 月 26 日開催の第 85 回定時株主総会の終結の時をもって、取締役社長鈴木安雄氏、取締役大桃信義氏、監査役田中弘道氏が退任され、監査役荒木紀一氏が辞任いたしております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員(名)	報酬等の総額(百万円)
取　締　役	8	78
監　査　役 (うち社外監査役)	5 (3)	16 (6)
計	13	94

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金16百万円を含んでおります。また、上記人員には退職者の数を含んでおります。
3. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し、32,000千円、退任監査役2名に対し12,500千円の役員退職慰労金を支給しております。

(4)社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況及び当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	主な活動状況
監査役	橋本　誠	㈱みどりライフプランニング代表取締役	当事業年度開催のすべての取締役会ならびに監査役会に出席いたしました。取締役会ならびに監査役会においては、必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。
監査役	廣瀬　稔	―	当事業年度開催のすべての取締役会ならびに監査役会に出席いたしました。取締役会ならびに監査役会においては、必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。

(注) 当社と㈱みどりライフプランニングの間には、特別の利害関係はありません。

５．　会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

神明監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

10,000 千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

10,000 千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬等は相当かつ妥当であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等につき会社法第３９９条第１項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第３４０条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断したとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、当社を取り巻く様々な情勢の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めていくこととしております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び社内規定を遵守し違法行為を行わない事、また、企業倫理を守り、社会的な良識をもって行動することを業務遂行の基本とし、全社的なコンプライアンス体制の徹底を図るために、コンプライアンス規定を定め、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、「認定通関業者制度に係る法令遵守規則」「特定保税承認制度法令遵守規則」等を定め、社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する体制をとっております。

財務報告の適正性確保のための体制整備については、経理に関する社内規定を整備するとともに、財務報告の適正を確保するため、法令に基づき、定期的に評価し、改善を図っております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行います。情報の管理については、情報システム委員会において情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティに関する方針を示すとともに情報セキュリティ規則を定めて対応しております。また、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

３．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設け、有事においては、総務担当取締役を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

また、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出し、軽減等に取り組むとともに、法令・社内規定等を遵守し、全社リスク管理に対応いたしております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を決定し業務執行の指揮・指導にあたる機関として、取締役及び経営管理職等による経営協議会を設置しております。

業務の運営については、毎年、事業計画を作成し、全社的な目標を設定しております。事業計画作成にあたっては、ＵＭＳ（ユニット・マネージメント・システム）制度を取り入れ、神戸、名古屋、京浜各支店を「ユニット」、各営業部をサブユニットとし、サブユニット毎に収益目標を設定し、管理していくこととしております。この事業計画については、四半期毎に達成検証を行い、適宜担当取締役を中心に指導を行う体制をとっております。

５．当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、原則として当社より役員等を選任し、対応しております。また、グループ会社経営については、自主性を尊重しつつ、管理及び指導を行い、定期的に報告を受ける体制としております。一方、グループ会社においては、規模・業態に合ったリスク管理体制に取り組み、コンプライアンス体制の強化を図り、業績の達成検証を行い、業績を定期的に

報告する事により、業務の適正化を図っております。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役からの指揮命令等を受けないこととしております。

７．監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
　当社及び当社のグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況の報告を行うものとし、当社または当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告する体制をとっております。
　また、監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営協議会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。尚、監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い、連携を図ってゆく体制をとっております。

８．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、公益通報者保護法を踏まえて、当社のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、従業者等からの法令違反等に関する内部通報を社内において適切に処理するために「内部通報規則」を定めており、公益通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益扱いを行わないことを明確にしております。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

１０．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力やこれらと係わりのある企業、団体、個人との関係を排除するため、「リスク管理規定」や「リスク対応マニュアル」を制定し反社会的勢力に対する組織対応の方針を明確に示しております。また、対応統括部署を本店総務部に設置するとともに、企業防衛対策協議会に所属し、所轄警察署や地域企業と情報の交換や講演会等の参加により指導を受け、警察本部、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士等の連携により、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を多年度に亘る継続的取組みの基本方針と捉え、事業年度ごとに見直しを行っております。また、内部統制システムの整備及び運用状況については、定期的にモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会にて審議し、取締役会への報告を行うこととしております。なお、内部統制システムの運用上見出された問題点等については、適時、適切に是正・改善を行い、必要に応じて再発防止への取り組みを実施して参りました。

連 結 貸 借 対 照 表

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資 産 の 部）		**（負 債 の 部）**	
流 動 資 産	**3,341,806**	**流 動 負 債**	**4,475,050**
現金及び預金	677,032	支払手形及び営業未払金	1,341,641
受取手形及び売掛金	1,514,695	短 期 借 入 金	2,630,228
繰延税金資産	68,794	リ ー ス 債 務	45,117
立　替　金	809,237	未払法人税等	7,898
そ　の　他	275,517	賞 与 引 当 金	167,090
貸 倒 引 当 金	△3,471	そ　の　他	283,074
固 定 資 産	**6,027,436**	**固 定 負 債**	**2,548,044**
有 形 固 定 資 産	**3,495,696**	長 期 借 入 金	1,967,326
建物及び構築物	1,523,853	リ ー ス 債 務	102,170
機械装置及び運搬具	48,121	長 期 未 払 金	126,653
工具、器具及び備品	6,233	繰延税金負債	66,097
土　　地	1,781,656	役員退職慰労引当金	66,417
リ ー ス 資 産	135,830	退職給付に係る負債	219,379
無 形 固 定 資 産	**263,197**	**負　債　合　計**	**7,023,094**
借　地　権	34,560	**（純資産の部）**	
そ　の　他	228,637	**株　主　資　本**	**2,253,239**
		資　本　金	**735,000**
投資その他の資産	**2,268,543**	**資 本 剰 余 金**	**170,427**
投資有価証券	1,040,014	**利 益 剰 余 金**	**1,357,501**
差 入 保 証 金	787,386	**自　己　株　式**	**△9,688**
そ　の　他	449,795	**その他の包括利益累計額**	**92,908**
貸 倒 引 当 金	△8,653	**その他有価証券評価差額金**	**150,020**
		退職給付に係る調整累計額	**△57,111**
		純 資 産 合 計	**2,346,148**
資　産　合　計	**9,369,243**	**負債・純資産合計**	**9,369,243**

連結損益計算書

（自　平成27年4月　1日
至　平成28年3月31日）

（単位:千円）

科目	金額	
営業収入		**13,702,706**
営業費用		**12,678,717**
営業総利益		**1,023,988**
一般管理費		996,792
営業利益		**27,196**
営業外収益		
受取利息及び配当金	77,011	
持分法による投資利益	12,441	
その他	62,103	151,556
営業外費用		
支払利息	85,956	
その他	20,908	106,865
経常利益		**71,888**
特別利益		
固定資産処分益	849	
出資金売却益	64,956	65,806
特別損失		
固定資産除売却損	4,422	
関係会社清算損	9,772	
原状回復費	8,280	22,475
税金等調整前当期純利益		**115,219**
法人税、住民税及び事業税	9,935	
法人税等調整額	36,750	46,685
当期純利益		68,533
非支配株主に帰属する当期純利益		―
親会社株主に帰属する当期純利益		**68,533**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年4月 1日
　至　平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	735,000	170,427	1,362,313	△9,352	2,258,388
当期変動額					
剰余金の配当			△73,345		△73,345
親会社株主に帰属する当期純利益			68,533		68,533
自己株式の取得				△336	△336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	△4,812	△336	△5,148
平成28年3月31日残高	735,000	170,427	1,357,501	△9,688	2.253,239

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年4月1日残高	322,073	18,647	340,720	2,599,109
当期変動額				
剰余金の配当				△73,345
親会社株主に帰属する当期純利益				68,533
自己株式の取得				△336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△172,052	△75,759	△247,811	△247,811
当期変動額合計	△172,052	△75,759	△247,811	△252,960
平成28年3月31日残高	150,020	△57,111	92,908	2,346,148

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

会社名　　大日物流株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社　　５社

会社名　　阪神コンテナー輸送株式会社
三笠陸運株式会社
広瀬産業海運株式会社
ソーラー・エンタープライズ株式会社
株式会社忠和商会

(2) 持分法を適用しない関連会社

主要な会社名　　海盟国際物流(深圳)有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・連結会計期間末日前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

②デリバティブ・・・・・時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、平成 10 年 4 月 1 日以降の取得建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法、なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込

額のうち当期の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段:通貨オプション及び為替予約

ヘッジ対象:外貨建予定取引

b. ヘッジ手段:金利スワップ

ヘッジ対象:借入金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

通貨オプション及び為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(１０年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5)会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年 9 月 13 日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号　平成 25 年 9 月 13 日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号　平成 25 年 9 月 13 日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,220,238千円
2. 担保に供している資産
   有形固定資産　2,621,255千円
   投資有価証券　547,341千円
   担保に係る債務（長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。）
   短期借入金　1,380,000千円
   長期借入金　2,028,710千円
3. 保証債務等の残高
   下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。

神戸港島港運協同組合	250,840千円
（同組合員3社と連帯保証）	
合計債務保証額	250,840千円

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	14,700,000	―	―	14,700,000

2. 剰余金の配当に関する事項
   (1) 平成27年6月26日の株主総会において、次のとおり決議しております。
   普通株式の配当に関する事項
   配当金の総額　73,345千円
   １株当たりの金額　5円
   基準日　平成27年3月31日
   効力発生日　平成27年6月29日
   (2) 平成28年6月29日の株主総会において、次のとおり決議を予定しております。
   普通株式の配当に関する事項
   配当金の総額　73,335千円
   配当の原資　利益剰余金
   １株当たりの金額　5円
   基準日　平成28年3月31日
   効力発生日　平成28年6月30日
3. 新株予約権に関する事項
   該当事項はありません。
4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理規定に基づいた取引先与信基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	677,032	677,032	―
(2)受取手形及び売掛金	1,514,695	1,514,695	―
(3)立替金	809,237	809,237	―
(4)投資有価証券			
その他有価証券	800,301	800,301	―
(5)支払手形及び営業未払金	(1,341,641)	(1,341,641)	―
(6)短期借入金	(1,680,000)	(1,680,000)	―
(7)長期借入金	(2,917,554)	(2,969,544)	51,990
(8)デリバティブ取引	―	―	―

(*) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び営業未払金、(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(8)デリバティブ取引

将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減するため、将来の外貨建取引の範囲内での通貨オプション及び為替予約取引と変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップを行っております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)

(注 2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	239,712
差入保証金	787,386

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　160円09銭

2. 1株当たりの当期純利益　4円67銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

（単位:千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資 産 の 部）		**（負 債 の 部）**	
流 動 資 産	**3,320,131**	**流 動 負 債**	**4,466,711**
現金及び預金	656,684	支 払 手 形	76,146
受 取 手 形	48,695	営 業 未 払 金	1,268,382
売 掛 金	1,465,278	短 期 借 入 金	1,680,000
前 払 費 用	34,315	1年内返済予定の長期借入金	950,228
繰延税金資産	68,794	リ ー ス 債 務	45,117
立 替 金	809,237	未 払 金	77,270
そ の 他	240,597	未 払 費 用	90,484
貸倒引当金	△3,471	未払事業所税	8,884
固 定 資 産	**5,911,215**	未払法人税等	3,590
有 形 固 定 資 産	**3,495,696**	預 り 金	98,427
建 物	1,501,953	前 受 収 益	1,090
構 築 物	21,900	賞 与 引 当 金	167,090
機械及び装置	39,924	**固 定 負 債**	**2,490,932**
車 両 運 搬 具	8,197	長 期 借 入 金	1,967,326
工具、器具及び備品	6,233	リ ー ス 債 務	102,170
土 地	1,781,656	長 期 未 払 金	126,653
リ ー ス 資 産	135,830	繰延税金負債	91,620
		退職給付引当金	136,744
無 形 固 定 資 産	**263,121**	役員退職慰労引当金	66,417
借 地 権	34,560	**負 債 合 計**	**6,957,644**
ソフトウエア	216,449	**（純資産の部）**	
電 話 加 入 権	12,111	**株 主 資 本**	**2,123,682**
		資 本 金	**735,000**
投資その他の資産	**2,152,397**	**資 本 剰 余 金**	**170,427**
投資有価証券	828,962	資 本 準 備 金	170,427
関係会社株式	95,250	**利 益 剰 余 金**	**1,224,453**
出 資 金	93,900	**利 益 準 備 金**	**183,750**
関係会社出資金	73,041	**その他利益剰余金**	**1,040,703**
長 期 貸 付 金	48,740	買換資産積立金	200,658
破産更生債権等	8,653	別 途 積 立 金	700,000
長 期 前 払 費 用	39,320	繰越利益剰余金	140,044
差 入 保 証 金	787,386	**自 己 株 式**	**△6,198**
そ の 他	185,796	**評価・換算差額等**	**150,020**
貸 倒 引 当 金	△8,653	**その他有価証券評価差額金**	**150,020**
		純 資 産 合 計	**2,273,703**
資 産 合 計	**9,231,347**	**負債・純資産合計**	**9,231,347**

損　益　計　算　書

（自　平成27年4月　1日
至　平成28年3月31日）

（単位:千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　入		**13,693,230**
営　業　費　用		**12,687,009**
営　業　総　利　益		**1,006,221**
一　般　管　理　費		995,981
営　業　利　益		**10,239**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,221	
受　取　配　当　金	75,847	
そ　の　他	62,089	139,159
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	85,956	
そ　の　他	20,908	106,865
経　常　利　益		**42,533**
特　別　利　益		
固　定　資　産　処　分　益	849	
出　資　金　売　却　益	64,956	65,806
特　別　損　失		
固　定　資　産　売　却　損	730	
固　定　資　産　廃　棄　損	3,692	
関　係　会　社　清　算　損	9,772	
原　状　回　復　費	8,280	22,475
税引前当期純利益		**85,864**
法人税、住民税及び事業税	3,949	
法　人　税　等　調　整　額	37,555	41,505
当　期　純　利　益		**44,359**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年4月　1日
　至　平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資　本　金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	735,000	170,427	170,427
当期変動額			
剰余金の配当			
買換資産積立金の取崩			
実効税率変更に伴う積立金の増加			
別途積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
平成28年3月31日残高	735,000	170,427	170,427

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合　計
	利　益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合　計			
		買換資産積　立　金	別　途積立金	繰越利益剰　余　金			
平成27年4月1日残高	183,750	206,958	700,000	162,731	1,253,439	△5,862	2,153,005
当期変動額							
剰余金の配当				△73,345	△73,345		△73,345
買換資産積立金の取崩		△10,867		10,867	―		―
実効税率変更に伴う積立金の増加		4,568		△4,568	―		―
別途積立金の取崩					―		―
当期純利益				44,359	44,359		44,359
自己株式の取得						△336	△336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	△6,299	―	△22,687	△28,986	△336	△29,322
平成28年3月31日残高	183,750	200,658	700,000	140,044	1,224,453	△6,198	2,123,682

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合　計	
平成27年4月1日残高	322,073	322,073	2,475,078
当期変動額			
剰余金の配当			△73,345
買換資産積立金の取崩			―
実効税率変更に伴う積立金の増加			―
別途積立金の取崩			―
当期純利益			44,359
自己株式の取得			△336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△172,052	△172,052	△172,052
当期変動額合計	△172,052	△172,052	△201,375
平成28年3月31日残高	150,020	150,020	2,273,703

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・期末前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2)デリバティブ ・・・・・時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、平成１０年４月１日以降の取得建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法、なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権､貸付金等の貸倒損失に備えるため､一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(１０年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段:通貨オプション及び為替予約
ヘッジ対象:外貨建予定取引

b. ヘッジ手段:金利スワップ
ヘッジ対象:借入金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

通貨オプション及び為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権	短　期	7,993 千円
	長　期	46,400 千円
2. 関係会社に対する金銭債務	短　期	190,966 千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		6,220,238 千円

4. 担保に供している資産

有形固定資産	2,621,255 千円
投資有価証券	547,341 千円

担保に係る債務（長期借入金には 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。）

短期借入金	1,380,000 千円
長期借入金	2,028,710 千円

5. 保証債務等の残高

下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。

神戸港島港運協同組合	250,840 千円
（同組合員 3 社と連帯保証）	
合計債務保証額	250,840 千円

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	売上高	112,582 千円
	仕入高	1,445,244 千円
	営業取引以外の取引高	90,246 千円

2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　14,700,000 株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　32,907株

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(1)流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	51,463 千円
未払事業所税	2,736 千円
未払費用	8,087 千円
貸倒引当金	3,734 千円
繰越欠損金	1,749 千円
その他	1,022 千円
繰延税金資産合計	68,794 千円

(2)固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	41,966 千円
役員退職慰労引当金	20,332 千円
その他	3,082 千円
繰延税金資産小計	65,381 千円
評価性引当額	△2,295 千円
繰延税金資産合計	63,086 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	66,147 千円
買換資産積立金	88,560 千円
繰延税金負債合計	154,707 千円
繰延税金資産(流動)の純額	68,794 千円
繰延税金負債(固定)の純額	91,620 千円
繰延税金負債(固定)の純額	22,826 千円

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 28 年３月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年４月１日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 1,744 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 1,713 千円、その他有価証券評価差額金額が 3,458 千円それぞれ増加しております

1株当たり情報に関する注記

1.1株当たり純資産額	155円02銭
2.1株当たりの当期純利益	3円02銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 11 日

トレーディア株式会社
取 締 役 会　御中

神明監査法人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　岡 田 憲 二 ㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　赤 松 秀 世 ㊞

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、トレーディア株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 11 日

トレーディア株式会社
取 締 役 会　御中

神明監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　岡 田 憲 二　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　赤 松 秀 世　㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、トレーディア株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 86 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 86 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 12 日

トレーディア株式会社　監査役会

常勤監査役　　船 引 雅 彦　　㊞

社外監査役　　橋 本　　誠　　㊞

社外監査役　　廣 瀬　　稔　　㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、厳しい状況でありますが、安定配当に意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 5 円　総額 73,335,465 円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成 28 年 6 月 30 日

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」に移行し、更なるガバナンスの強化を図るものであり、これに伴い監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2)取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが出来る旨の規定として定款第29条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)その他上記の各変更に伴い、条数の変更、文言の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現　行　定　款	変　更　案
第1条～第3条　(条文省略)	第1条～第3条　(現行どおり)
(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役	(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(3)監査役会 (4)会計監査人	(3)会計監査人
第5条～第10条　　(条文省略)	第5条～第10条　　(現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条　　(条文省略)	(株式取扱規則) 第11条　　(現行どおり)
第12条～第17条　　(条文省略)	第12条～第17条　　(現行どおり)
(取締役の員数) 第18条　当会社の取締役は、15名以内とする。	(取締役の員数) 第18条　当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。
(新設)	②　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任方法) 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任) 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
②　(条文省略) ③　取締役の選任決議については、累積投票によらない。	②　(現行どおり) ③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②　増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(新設)	②　前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	③　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	④　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第21条～第22条　　(条文省略)	第21条～第22条　　(現行どおり)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(取締役会の招集通知) 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	(取締役会の決議の方法) 第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第24条　当会社は、会社法 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議の省略) 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会規則) 第25条　取締役会の運営について法令または本定款に定めのない事項は、取締役会の決議をもって定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（新設）	(取締役の責任免除) 第29条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査等委員会
(監査役の員数) 第27条　当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第28条　監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第29条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第31条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第31条　監査等委員会の決議は、監査

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(監査役会規則) 第32条　監査役会の運営について法令または本定款に定めのない事項は、監査役会の決議をもって定める監査役会規則による。	(監査等委員会規則) 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(報酬等) 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(新設)	第6章　会計監査人
(新設)	(会計監査人の選任) 第33条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第34条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第6章　計　　算	第7章　計　　算
(事業年度) 第34条　(条文省略)	(事業年度) 第36条　(現行どおり)
(期末配当金) 第35条　当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	(期末配当金) 第37条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。
(期末配当金の除斥期間) 第36条　(条文省略)	(期末配当金の除斥期間) 第38条　(現行どおり)

第3号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	古郡勝英（ふるごおりかつひで） （昭和24年6月1日生）	昭和47年4月　当社入社 平成12年4月　当社京浜支店営業第1部長 平成15年4月　当社京浜支店長代理 平成17年4月　当社名古屋支店長代理 平成17年6月　当社取締役名古屋支店長 平成22年4月　当社取締役常務執行役員名古屋支店長 平成23年4月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成23年6月　当社常務取締役物流事業本部長 平成25年6月　当社代表取締役常務取締役 平成26年4月　当社代表取締役専務取締役専務執行役員 平成27年6月　当社代表取締役取締役社長社長執行役員 現在に至る	72,000株
2	貝田由章（かいだよしあき） （昭和27年8月3日生）	昭和50年4月　当社入社 平成14年4月　当社神戸支店大阪営業所業務部長 平成19年4月　当社神戸支店長代理 平成20年6月　当社取締役神戸支店次長 平成21年6月　当社取締役神戸支店長兼大阪営業所長 平成22年4月　当社取締役常務執行役員神戸支店長兼大阪営業所長 平成23年4月　当社取締役常務執行役員名古屋支店長 平成26年4月　当社常務取締役常務執行役員 現在に至る	55,000株
3	山口勝（やまぐちまさる） （昭和27年7月29日生）	昭和50年4月　当社入社 平成14年10月　当社本店財務部長 平成19年6月　当社取締役財務部長 平成20年6月　当社取締役財務本部長 平成26年4月　当社取締役常務執行役員財務本部長 現在に至る	51,000株
4	山下修一（やましたしゅういち） （昭和28年1月29日生）	昭和50年4月　当社入社 平成15年4月　当社京浜支店総務部長 平成17年4月　当社本店総務部長 平成20年6月　当社取締役総務本部長 平成26年4月　当社取締役常務執行役員総務本部長 現在に至る	53,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	小笠原洋一 （昭和34年 7月11日生）	昭和57年4月　当社入社 平成17年4月　当社神戸支店国際輸送部長 平成20年7月　当社本店国際輸送本部長代理 平成22年4月　当社執行役員本店国際輸送本部長代理 平成22年6月　当社取締役国際輸送本部長 平成23年6月　当社取締役国際事業本部長 平成26年4月　当社取締役常務執行役員国際事業本部長 平成27年1月　当社取締役常務執行役員海外戦略本部長 現在に至る	44,000株
6	赤井富司 （昭和26年 12月29日生）	昭和50年4月　当社入社 平成15年4月　当社京浜支店営業第3部長 平成22年4月　当社執行役員京浜支店長代理 平成23年4月　当社執行役員神戸支店長兼大阪営業所長 平成23年6月　当社取締役常務執行役員神戸支店長兼大阪営業所長 平成26年4月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年1月　当社取締役常務執行役員営業戦略本部長 現在に至る	48,000株

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
＊1	船引雅彦（ふなびきまさひこ） （昭和 28 年 10 月 15 日生）	昭和 52 年 4 月　当社入社 平成 17 年 4 月　当社名古屋支店営業部長 平成 22 年 4 月　当社神戸支店通関部長 平成 25 年 4 月　当社神戸支店支店長付部長 平成 27 年 6 月　当社常勤監査役就任 現在に至る	35,000 株
＊2	廣瀬稔（ひろせみのる） （昭和 26 年 9 月 9 日生）	昭和 49 年 4 月　株式会社太陽神戸銀行入行 平成 3 年10月　株式会社さくら銀行西明石支店長 平成 14 年10月　株式会社みなと銀行に転籍 同行審査第一部長 平成 15 年 6 月　同行執行役員審査第一部長 平成 19 年 3 月　同行退任 平成 19 年 4 月　みなと保証株式会社顧問 平成 19 年 6 月　同社代表取締役社長就任 平成 26 年 6 月　同社代表取締役社長退任 平成 26 年 6 月　当社監査役就任 現在に至る	2,000 株
＊3	石塚一夫（いしづかかずお） （昭和 33 年 5 月 1 日生）	昭和 57 年 4 月　日本郵船株式会社入社 平成 16 年 4 月　同社物流グループ副グループ長 平成 17 年 4 月　同社物流・コンテナ航路統轄グループ付 NYK Logistics Thailand Co., Ltd. 代表取締役副社長 平成 20 年 4 月　同社物流・コンテナ航路統轄グループ付 NYK Logistics (America)Inc. 社長 平成 23 年 4 月　同社物流・コンテナ航路統轄グループ付 郵船ロジスティクス株式会社 執行役員・米州地域統括 米国郵船株式会社 社長 平成 26 年 4 月　同社物流・コンテナ航路統轄グループ付 NYK Container Line 株式会社 代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） NYK Container Line 株式会社 代表取締役社長	—

（注）１．＊印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．船引雅彦氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏を常勤の監査等委員に選定する予定であります。
４．廣瀬稔氏は現在社外監査役として、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、改めて独立役員として届け出る予定であります。
５．石塚一夫氏は社外取締役候補者であり、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
６．廣瀬稔氏は、金融業界における豊富な知識・経験等を有しており、有用な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
７．石塚一夫氏は、金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識・経験を有しており、有用な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
８．当社は、監査等委員である取締役（社外取締役）が期待される役割を充分発揮できるよう、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、廣瀬稔氏及び石塚一夫氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任された場合には、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
山下更一（やました こういち） （昭和20年 10月13日生）	昭和51年10月　司法試験合格 昭和54年4月　弁護士登録 栗坂法律事務所勤務 昭和58年4月　山下栗坂法律事務所設立 平成18年6月　当社補欠監査役（現在） 平成19年11月　山下更一法律事務所設立（現在）	―

（注）1. 山下更一氏は補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）候補者であります。

2. 山下更一氏を補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）候補者とした理由は、弁護士としての専門知識、豊富な経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 山下更一氏の所属する山下更一法律事務所と当社の間には法律相談の顧問契約を締結しております。平成28年3月期における当該契約に基づく取引額は、当社連結売上額の0．1％未満であり、十分独立性はあるものと判断いたしております。

4. 山下更一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第64回定時株主総会において月額 1,100 万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億3,200 万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名となります。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3,000 万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第8号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより監査役を退任される船引雅彦氏、橋本誠氏、廣瀬稔氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

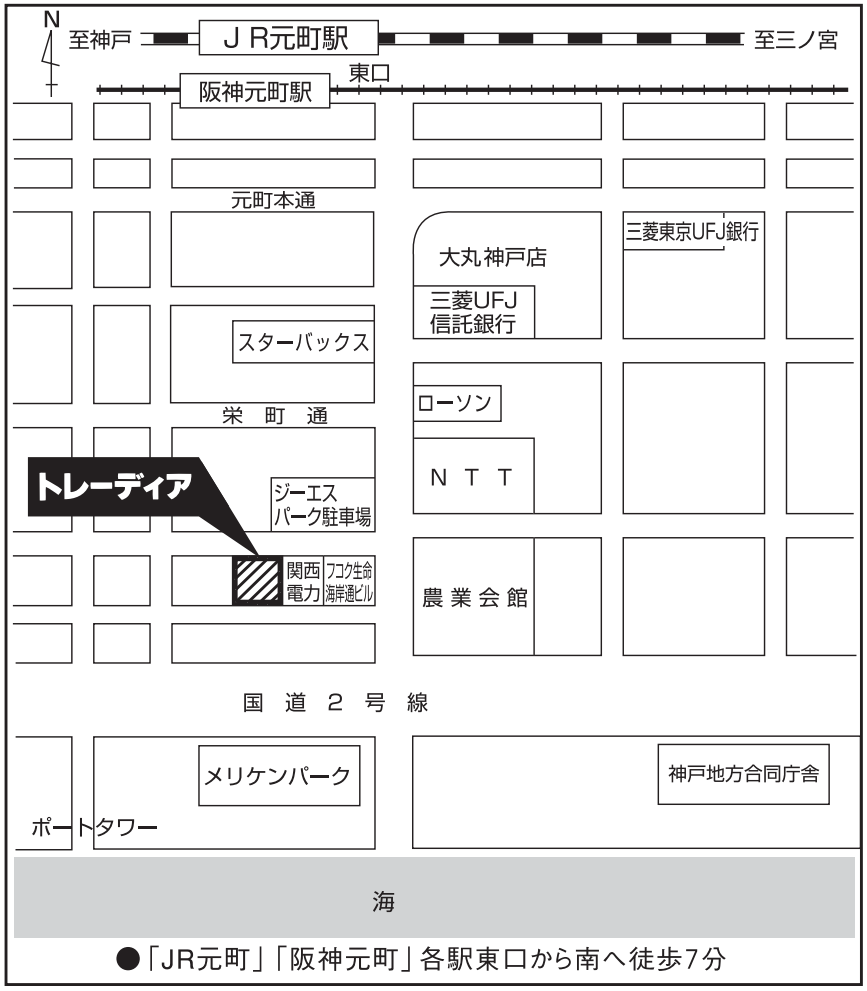
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
船引（ふなびき）　雅彦（まさひこ）	平成 27 年 6 月　当社常勤監査役 現在に至る
橋本（はしもと）　誠（まこと）	平成 18 年 6 月　当社監査役 現在に至る
廣瀬（ひろせ）　稔（みのる）	平成 26 年 6 月　当社監査役 現在に至る

以上

MEMO

株主総会会場ご案内



●「JR元町」「阪神元町」各駅東口から南へ徒歩7分

会場連絡先電話　078−391−7170